

審査基準及び標準処理期間

担当者職氏名	主査 西垣 友和・副主査 谷本 尚史
内線番号	4992・4993

No.	項目	内容
①	処分名	漁業権行使規則、入漁権行使規則の認可及び変更・廃止の認可
②	法令名	漁業法
③	法令番号	昭和24年法律第267号
④	根拠条項	8-6(8-7)
⑤	処分権者	水産課長
⑥	法令の定め	<p>第八条</p> <p>6 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>7 第三項から第五項までの規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。</p>
⑦	審査基準	<p>1、漁業法第8条第2項により規則に規定することとされている事項が規定されていること。</p> <p>2、総会における特別決議や漁業法第8条の規定により同意を要するものについて、その要件を満たしていることが確認できる資料が添付されていること。</p> <p>3、内容が法令の規定に違反していないこと。</p> <p>4、暴力団関係者等の反社会的行為に関与する者を排除するための規定が盛り込まれていること。</p>
⑧	経由機関名	京都府水産事務所、広域振興局、市町
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 90日
	経由期間	10日
	協議機関	
	当該処分機関	80日
⑫	問合せ	水産事務所漁政課漁業漁船担当(0772-22-4438)
⑬	備考	行使規則の認可については漁業権の許可と同時に実施する 内水面にあたって、行使規則の変更・廃止の認可については遊漁規則の変更・廃止と同時に認可する